

一般競争入札による普通財産の売払いについて

(入札参加要領)

令和7年度第1回

富士吉田市総務部管財契約課

お申込みから引渡しまでの流れ

一般競争入札による市有地の売払いは、最低売却価格以上で最も高い価格で入札された方に市有地を売却する方法です。

1 入札参加申込の受付 令和7年10月1日（水）～10月31日（金）（土曜・日曜・祝日を除く。）に所定の様式により必要書類を添えて管財契約課（富士吉田市役所本庁舎2階）へ持参してください。 また、郵送(特定記録郵便)の場合は、受付期間内に必着するように提出してください。
2 入札保証金の納入 入札参加申込時にお渡しする納付書により、令和7年11月10日（月）までに入札保証金（入札額の5%以上の額）を納入していただきます。
3 入札の実施 令和7年11月21日（金）午前9時00分から入札を行います。また、その場で開札を行い、落札者を決定します。 落札者以外の方には「銀行預金口座振込依頼書」に記載された口座へ入札保証金を還付します。
4 市と落札者の協議 契約締結に向け、条件や負担等に関する詳細の確認を行います。
5 市と落札者が売買契約書を締結 令和7年12月3日（水）までに売買契約書の締結をします。 収入印紙代は、落札者の負担となります。
6 落札者が売買代金を納付 売場契約締結後、令和7年12月12日（金）までに、売買代金から入札保証金額を差し引いた残金を一括納付していただきます。
7 引渡し・所有権移転登記 引渡しは、現状のまま行います。 落札者から必要書類等をお預かりし、富士吉田市が所有権移転登記を行います。 登録免許税その他の費用は、落札者の負担となります。

問い合わせ先

山梨県富士吉田市下吉田六丁目1番1号（〒403-8601）
富士吉田市役所総務部 管財契約課 管財担当
代 表 0555-22-1111（内線245・246）
FAX 0555-22-0703

目 次

◆ 入札参加要領	
1 入札対象物件	1
2 入札参加者の資格	1
3 入札の参加方法	2
4 落札者の決定方法	3
5 契約の締結	4
6 売買代金の支払方法	4
7 所有権の移転	5
8 契約上の特約	5
9 その他の特記事項	6
10 入札日の持参品・入札会場での手順	6
◆ 入札関係書類（記入例）	
1 処分地一般競争入札参加申込書	8
2 委任状	9
3 誓約書	10
4 入札書	11
5 銀行預金口座振込依頼書	12
6 入札保証金の納付について	13
◆ 売買契約書（案）	14
法令抜粋	17

【別紙】

- 入札物件調書

【別添様式】

- ① 処分地一般競争入札参加申込書
- ② 委任状
- ③ 誓約書
- ④ 入札書
- ⑤ 銀行預金口座振込依頼書
- ⑥ 入札辞退届